



令和 7 年 11 月 7 日 14 時 00 分

近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社なかむらや

期間：令和 7 年 11 月 7 日から令和 8 年 2 月 6 日まで(3ヶ月)

範囲：近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

株式会社なかむらやが、落札決定後に契約締結を辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 15 号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部 契約課 TEL 06-6942-1141 (代表)

契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)
やなぎはら ひろあき

建設専門官 早川 健 (内線 2512)
はやかわ たかし

令和7年11月7日

近畿地方整備局

株式会社なかむらやに対する指名停止措置について

1. 案件の概要

兵庫国道事務所発注の「兵庫国道事務所庁舎1階空調設備改修工事」において、落札決定後、落札決定者である株式会社なかむらやから、建設業法に基づき本工事に配置予定技術者を適正に配置することは難しいとのことで、契約を辞退する意向が示された。その後、令和7年9月8日付で契約辞退届が提出され、契約締結を辞退したものである。

2. 指名停止措置理由

株式会社なかむらやが落札決定後に契約締結を辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社なかむらや

大阪府大阪市城東区古市3丁目7番18号

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和7年11月7日から令和8年2月6日まで(3ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。